

独立行政法人地域医療機能推進機構
宮崎江南病院附属訪問看護ステーション運営規程

【事業の目的】

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院が開設する宮崎江南病院附属訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護ステーションの看護師やリハビリスタッフ、その他の従業者（以下「スタッフ等」という）が、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、介護保険法・医療保険法等関係法令のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な事業を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 指定訪問看護の提供に当たって訪問看護ステーションのスタッフ等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が在宅で主体性を持って健康の保持・増進・回復を図り、必要な資源を活用し、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

指定介護予防訪問看護の提供に当たって、訪問看護ステーションのスタッフ等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができる様、その療養生活を支援すると共に、利用者の心身の機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする
3. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
4. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
5. 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に従業員対し、研修を実施する等の処置を講じるものとする。
6. 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う者とする
7. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に主治医及び居宅支援事業者へ情報提供を行うものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名 : 独立行政法人地域医療機能推進機構
宮崎江南病院附属訪問看護ステーション
所在地 : 宮崎市大坪西1丁目2番1号
宮崎江南病院内

【職員の職種・職務内容】

第4条 事業所に勤務する職種・職務内容は、次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	15名 以上	1名 以上	1名 以上	—	
理学療法士		—	1名 以上	—	—	
作業療法士		—	1名 以上	—	—	
言語聴覚士		—	1名	—	—	
事務職員				1名		

1) 管理者

管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問看護ステーションの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に自らも事業の提供に当たる。

2) 看護師

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供に当たる。

3) 理学療法士・作業療法士・言語療法士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、訪問リハビリテーション実施計画書及び訪問リハビリ報告書を作成し、訪問リハビリテーションの実施に当たる。

4) 事務員

事務職員は訪問看護・リハビリの計画書・報告書の整理、指示書の交付などの事務処理を行い、スタッフの業務が円滑に行えるよう支援する。

【営業日・営業時間】

第5条 事業所の営業日・営業時間は、次のとおり定める。

〈看護師〉

1)営業日：月曜日～金曜日（祝日も通常通り営業します）

ただし、12月29日から1月3日までを除きます。

なお、利用者の状況により必要と認められる場合は、この限りではありません。

2)営業時間：午前8時30分～午後5時までとします。

訪問看護に関しては、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制とします。

〈リハビリ・事務員〉

1)営業日：月曜日～金曜日（祝日はお休みとします）

ただし、12月29日から1月3日までを除きます。

2)営業時間：午前8時30分～午後5時までとします。

【事業内容】

第6条 訪問看護の提供内容は次のとおりとする。

- 1)病状・障害の観察、健康管理
 - 2)療養生活や看護・介護に関する相談・指導
 - 3)食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
 - 4)ターミナルケア
 - 5)リハビリテーション（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるものを含む）
 - 6)認知症や精神疾患の方の看護
 - 7)褥瘡や創傷の処置
 - 8)カテーテルなどの医療機器の管理
 - 9)医師の指示による医療処置
 - 10)保健・福祉サービスなどの活用支援
2. 訪問リハビリテーションの提供内容は次の通りとする
- 1) 住宅改修完成後の動作の練習・確認
 - 2) 日常生活動作練習
 - 3) 運動療法
 - 4) 環境調整
 - 5) ご家族への介護方法等の指導
 - 6) 他職種への介護方法等の指導
 - 7) 言語聴覚療法
 - 8) 摂食嚥下練習
 - 9) その他リハビリテーションに関する相談や指導

【利用料等】

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、諸法令の定める基準によるものとする。

2. 死後の処置料は、11,000円とする。
3. 医療保険でのご利用にあたっては、実費にて交通費を徴収する。
 - 1) 事業所から20km未満 100円／往復
 - 2) 事業所から20km以上 200円／往復
4. 利用料等の支払いを受けたときには、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。
5. 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、利用料の内容及び趣旨を説明した上で同意を得るものとする。

【通常の事業の実施地域】

第8条 通常の事業の実施地域は、宮崎市及び旧宮崎市（高岡町、田野町、佐土原町、国富町）とする。

【衛生管理等】

第9条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
 - 3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的実施する。

【緊急時における対応方法】

第10条 スタッフ等は訪問看護・訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

2. 主治医に連絡ができない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
3. スタッフ等は前各号についてしかるべき処置をした場合は、速やかに第4条に規定された管理者及び主治医に報告するものとする。
4. 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要

な措置を講じるものとする。

5. 事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
6. 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

第 11 条 利用者からの苦情処理は管理者が統括する。

2. 苦情を受けたものは速やかに管理者に報告する。
3. 管理者は苦情の実情を調査し、解決を図らなければならない。

1) 苦情・相談窓口

独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院附属訪問看護ステーション

宮崎市大坪西 1 丁目 2 番 1 号 宮崎江南病院内 TEL (0985) 63-5130

管理者： 石元 朱理

2) 行政機関その他苦情受け付け機関

介護保険に関する宮崎県・市町村の相談窓口

宮崎県 長寿介護課 0985-26-7058

宮崎市 介護保険課 0985-21-1777

宮崎県国保連合会 0985-35-5301

【個人情報の保護】

第 12 条 事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果についてスタッフに周知徹底を図る。
- 2) 虐待防止のための指針の整備
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4) 虐待防止措置に対する担当者は管理者とする。

2. 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または、養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

【身体拘束に関する事項】

第 14 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 1) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 2) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【事業継続計画の策定等】

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる者とする。

2. 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業者は、定期的に継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【その他の運営についての留意事項】

第 16 条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るために研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者及び家族等の情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容の含むものとする。
4. 事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性

的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により看護師等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5. 事業所は、指定訪問看護に関する記録を整備し、そのサービスを終了した日から5年間は保存するものとする。

【協議】

第 17 条 この規程に定めのない事項については、関係各方面との協議に基づき決定するものとする。

「付則」

1. この規程は平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
2. この規程は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
3. この規程は令和 4 年 9 月 1 日から実施する。
4. この規程は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
5. この規程は令和 6 年 12 月 1 日から実施する。
6. この規程は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。